6 大気関係

6-(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準 (環境基準) として定められている。

晋倍其淮

環境基準				
	物 質 名	環	境基基	性
	(告示年月日)	環境上の条件	達成期間等	測 定 法
1	二酸化硫黄(S48.5.16)	1時間値の1日平均値 が0.04ppm以下であ り,かつ,1時間値が 0.1ppm以下であるこ と。	維持され又は原則として5年 以内において達成されるよう に努めること。	溶液導電率法又は紫 外線蛍光法
2	一酸化炭素 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値 が10ppm以下であり, かつ,1時間値の8時間平均値が20ppm以下 であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
3	浮遊粒子状物質 (S48.5.8)	1時間値の1日平均値 が0.10mg/m以下であり,かつ,1時間値が 0.20mg/m以下である こと。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	濾過捕集に に は に は は に は ま に は に は に は に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
4	光化学オキシダント (S48. 5. 8)	1 時間値が0.06ppm以 下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	中性ョウ化カリウム 溶液を用いる吸光光 度法若しくは電量 法,紫外線吸収法又 はエチレンを用いる 化学発光法
5	二酸化 案素(S53.7.11)	1時間値の1日平均値 が0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそ れ以下であること。	1 1時間値の1日平均値が 0.06 ppmを超える地域に日平均値の1日本地域に日本地域に日本地域に日本の1時間値成されるのはらうないのとし、7 はら努めるも原則としてがりまする。 2 1時間値の1日平均値でのがでいたがでは、1時間値の1日平均値での1日ではでの1日でのがでのがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいたがでいた	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学 発光法
6	微小粒子状物質 (H21.9.9)	1年平均値が15μg/m³以下であり,かつ,1 日平均値が35μg/m³以 下であること。	維持され又は早期に達成されるよう努めること。	濾過捕集による質量 濃度測定による質量 の方法に質量とである。 された質量とのおれた質量とのが得られる値が得られる自動測定 器による方法

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸 化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、窒素酸化物を除く。)をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4 この環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用 しない。

昭和48年5月8日環境庁告示第25号(一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)昭和48年5月16日環境庁告示第35号(二酸化硫黄)

昭和53年7月11日環境庁告示第38号(二酸化窒素)

平成21年9月9日環境省告示第33号(微小粒子状物質)